

第1回（平成30年5月25日）

【資料1】

流山市保育の質の ガイドライン（案）



1. ガイドラインの策定について

流山市では、平成27年3月に、『子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～』を策定し、「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち流山」を基本理念として、各種子育て施策を展開しています。

本市の人口は、平成30年5月1日現在、約18万8千人となり、特に、30～40歳代の人口が最も多く、児童数も増えています。また、平成28年の合計特殊出生率は1.57であり、全国平均（1.44）、千葉県平均（1.35）よりも高くなっています。

このような状況において、現在、子育て世代が育児と仕事の両立を図ることができるように、保育施設の整備を積極的に取り組むとともに、保育人材の確保を支援して、待機児童の解消に努めているところです。

また、保育ニーズも様々となり、家庭環境も変化していることから、保育所等に求められる役割も大きくなっています。その中で、保育事業の実施主体も多様化し、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して預けることができるようにするためにも、保育の質の向上にも取り組んでいく必要があります。

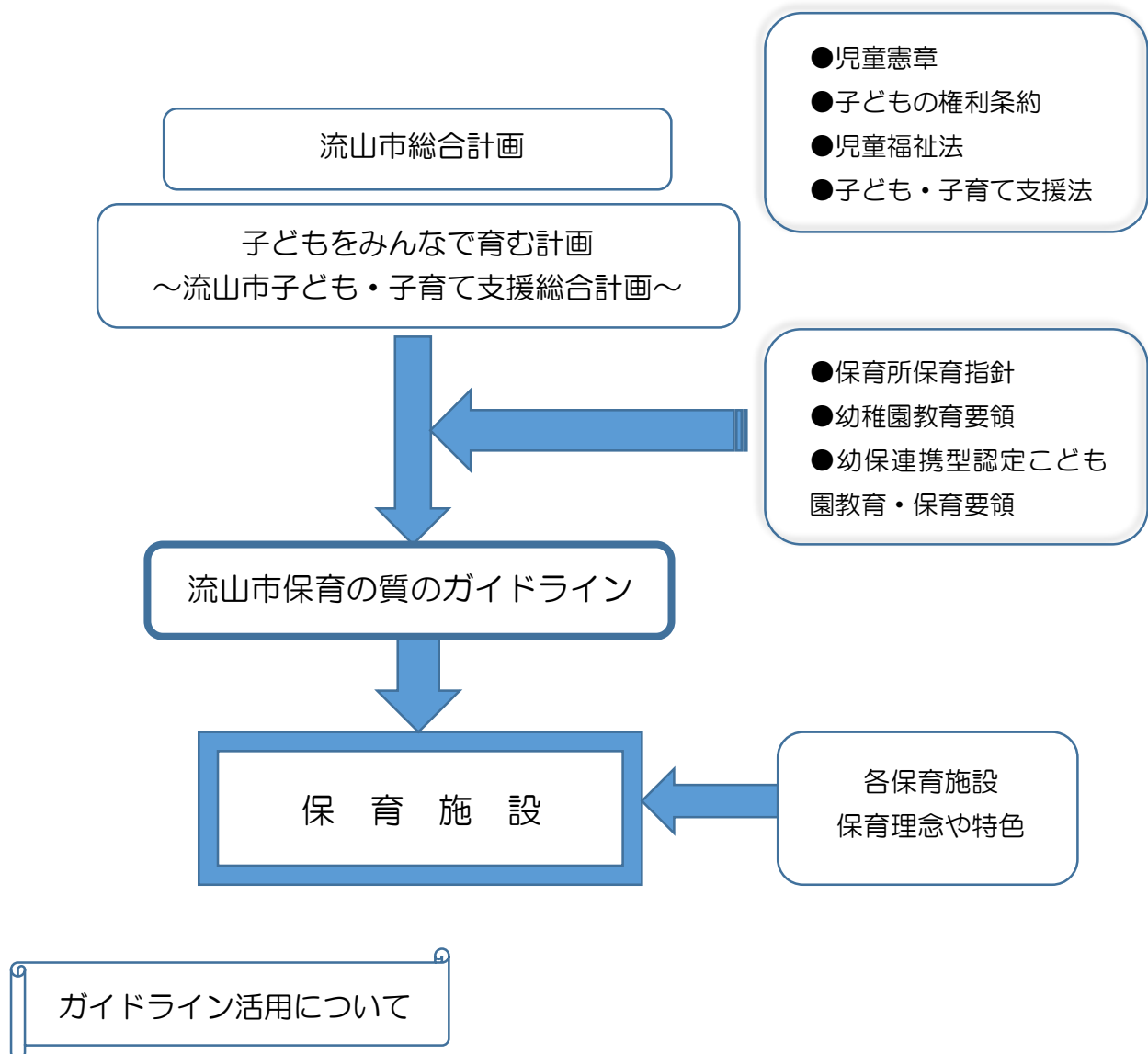
そこで、子どもを中心として、すべての関わる職員が一定の共通認識を持ち、相互に連携・協力するためのものとして、「流山市保育の質のガイドライン」を策定しました。

今後は、職員一人一人が、日々の業務に活用していただくとともに、保護者や地域においても共有し、保育の質の向上を目指していくものです。



2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「児童憲章」や「児童福祉法」等に則り、『子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画』を踏まえながら、国が定める「保育所保育指針」等に基づき、定めたものです。



保育を実践する保育施設では、備えなければならない、または、整えるように努めるものがあり、職員も行うべきこと、目指していくものがあります。日々の業務の中で、職員を取り巻く環境、自らの行動や目標を確認するために、このガイドラインを活用してください。

職員個人だけではなく、施設の全員に関わる行動や目標もありますので、保育施設内での研修の際にも、お役立てください。

3. 流山市の保育

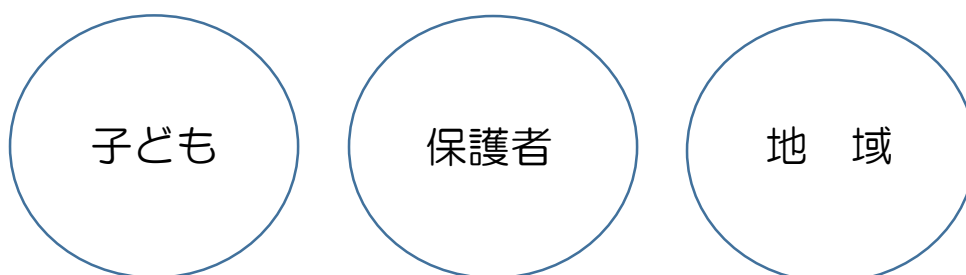
【子どもをみんなで育む計画の基本理念】

子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てできるまち流山

各保育施設においては、保育所保育指針等に基づき、各保育施設独自の保育理念や特色を活かしながら、子どもの最善の利益を考慮し、計画の基本理念の実現に向けて、日々の保育を実践しています。

【流山市の保育の3つの柱】

流山市では、『子ども』を中心に、切れ目のない支援を通して、『保護者』の子育てを支えながら、『地域』全体で子育てを支援する保育を目指します。



《スローガン》

○ひとりひとりの子どもの最善の利益を第一に考えます。

○切れ目のない支援を通して、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えます。

○緑豊かな自然と人々の交流・賑わいに囲まれながら、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

4. 保育内容

このガイドラインでは、本市が特に大切にしたい保育への思いや具体的事項を例示しています。保育事業が多様化する中、施設の特性によって保育のあり方はさまざまですが、保育に関わるすべての人たちが共通理解を深め、保育の質の向上に取り組んでいくことで、子どもの健やかな成長を支えていきます。

(1) 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、私たち大人は、その権利を守る責任があります。

現在、子どもを取り巻く環境は多様化していますが、子ども自身の特性などの状況を踏まえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。保育施設においては、子どもの成長を的確にとらえ、子どもの発達段階にふさわしい生活の場となるよう、子どもの権利を守ることを保育の中で展開させていきます。

①	子どもの権利を守る立場を自覚し、保育の中で十分に配慮している。
②	一人一人の子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認め合う心を育てるように努めている。
③	子どもや保護者の気持ち・身体を傷つけるような職員の言動や態度、虐待、差別や決めつけなどを行わせないための振り返りや研修の機会を設けている。
④	一人一人の子どもの行動や欲求に対して、穏やかに対応し、子どもが理解できるような年齢に応じたわかりやすい言葉を選び、応答的に関わっている。
⑤	むやみな制止や禁止、子どもの言葉や言動を無視する、不必要な大きな声、否定的・抑圧的・管理的な対応などをしていない。
⑥	乳幼児の感情、考え、願いを様々な方法（しぐさ、泣く、話すなど）で表現できるようにしている。
⑦	子どもの名前を呼び捨てにしたり、あだ名をつけたり、子どもの未成熟さによる言動や動作を何度もさせ、笑ったりからかったりしていない。
⑧	性差への固定的観念等を植え付けないよう、子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて配慮している。
⑨	おむつ交換、トイレ、着替え、プール指導等の際、全裸で放置されることがないように配慮し、他者の視線を遮るよう工夫をしている。

(2) 職員に求められる資質

職員は子ども一人一人を大切に思い、日ごろから子どもと心が通じ合うように十分にコミュニケーションをとることが大切です。子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることに心地よさを感じ、相手への信頼をよりどころとして、生きる力の基礎を培っていきます。

職員は保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことにより、保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てに喜びを感じることができるように支えています。施設長はその責務として、保育所の役割や社会的責任を遂行するために法令を遵守し、専門性の向上に努めています。

このように、子どもの保育と保護者の援助を行っていくためには、全ての職員が職務への責任感を持ち、常に改善に前向きに取り組み、保育技術や知識を高める意欲が必要です。このことは職員間の共通理解を深め、保育施設全体の保育の質を高めていくこととなります。

①	保育所保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組んでいる。
②	保育所保育指針の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を考慮して保育をしている。
③	子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。
④	乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人一人の成長・発達に合わせ見通しを持った援助をしている。
⑤	保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。
⑥	職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。
⑦	職員は、経験の浅い職員を育てることを自覚し、実習生へのアドバイスなども積極的に行っている。
⑧	日頃の保育を定期的に振り返り自己評価し、保育の質を向上しようとする意欲がある。
⑨	日頃から職場内研修や職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高める努力をしている。
⑩	職員会議、研修、他園との交流等を通して、自身の保育の課題や不足している専門知識・技術について「気づき」の機会を多く持とうとしている。

- ⑪ 施設長・主任は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。



(3) 保育環境

保育施設は子どものための施設であり、子どもが快適に心地よく生活できる環境を整えることが大切です。職員は子どもの命を守ることを最優先に常に心を配り、子どものための保育環境の点検・確認を行うことが必要になります。

子どもが長時間生活し遊ぶ場として、温かくくつろげる空間と時間を保障し、一人遊びや少人数での遊びをじっくりと行うことや友だちと一緒に体を動かすことができるなど、様々な環境づくりを目指します。

また、子どもが自発的に関わり、遊んでみたくなるような玩具や遊具を準備し、自然と触れ合う機会を設けるなど、子どもの興味や関心を引き出すような環境構成も重要です。

さらに同年齢の子ども同士の関係、異年齢の子どもとの関係、職員との関係などさまざまな人と関わる力を育てていくことも大切になります。

①	施設内外にかかわらず、死角をつくらぬよう配慮している。
②	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は常に適切な状態に保持している。
③	友だちと好きなことをして落ち着いて遊べる場所や一人でじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。
④	施設内の掃除が行き届いており、保育室・トイレなどの清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。
⑤	外気に触れ、自然を感じ、興味を持って探索する楽しさを十分に味わい、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭・公園・連携園の施設などが確保されている。
⑥	花壇やプランターの植物、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わるることができる取り組みがされている。
⑦	子どもの生活空間において遊具の素材・配置などの工夫をしている。
⑧	身近な自然や素材を生かした保育環境を整え、様々な遊びを豊かに展開し保育をしている。
⑨	手洗い場、机や椅子などは子どもの体に合った大きさを調える工夫をしている。
⑩	子どもの年齢や発達に適した生活と遊びの環境整備がされている。
⑪	乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための配慮がなされている。

⑫	子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が子どもの手の届く場所に用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるように配慮されている。
⑬	開園から閉園までの一日を通して、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう静的活動と動的活動の両方を保障し、時間帯によっては異年齢で過ごすことも想定して玩具や遊具を整えている。



(4) 保育内容

保育施設における保育の特性は、「養護と教育の一体的な展開」であり、子どもと生活を共にしながら、子どもをあるがままに受け止め、寄り添い、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをしていくことを通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付けていけるように保育を展開します。

生まれてから就学前までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育施設の保育理念や保育目標、地域性などを反映させながら、保育計画に基づく保育を展開します。子どもの主体性を尊重し、子ども自らが環境に関われるように多様な体験をすることを基本とし、一貫性を持ちながら柔軟性を尊重した保育を行います。計画通りにやらせる保育ではなく、子どもの気付きや思いを大切にし、その時々の子どもの状況に応じた応答的な環境の構成や援助を行うことが大切です。

職員の適切な援助によって、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、その結果として、子どもたちが自己肯定感を豊かに持てるようになります。

①	個々の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態に即して個別の指導計画を作成している。
②	保育の計画や評価のあり方について、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して展開できるよう、職員間で検討しながら進めている。
③	保育士、看護師、栄養士、調理員などが連携をとり、専門性を生かした対応に努めている。
④	保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ支援に努めている。
⑤	担当の保育士が替わる場合には、子どもの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。

ア：乳児保育（1歳未満児）

この時期は、視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達し、特定の大人との愛情豊かな応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるという特徴があります。保育者等との信頼関係を土台に、他者との基本的信頼感を形成することは、様々な力を育むことに繋がります。

保育者等は、生活や遊びの場面でそれぞれの子どもの発達過程に応じた学びへの支援を行うことが大切になります。

この時期の保育においては、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、保育のねらい及び内容として、身体的発達に関する視点「健康に伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点が示されています。

①	乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いので、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。
②	温かい触れ合いの中で、発育に応じて体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにしている。
③	離乳食が完了期へと移行する際、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わいながら、さまざまな食品に慣れるようにしている。
④	遊びを通して、感覚の発達が促されるよう玩具の種類や色・大きさなどを工夫している。
⑤	食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないように、職員間で細心の注意を払い合う環境を整えている。
⑥	落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成による保育等を行っている。また、月齢や年齢による一律の区分だけでなく、それぞれの発達の状況に応じた編成を行っている。
⑦	一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を満たし、応答的に関わるようにしている。
⑧	泣く、笑うなどの表情の変化・発声・喃語・身体の動きなどで感情を表現しようとする意欲を積極的に受けとめ、表情豊かにやさしく語りかけたり、一人一人抱いて微笑みかけながら授乳をしたり関わっている。
⑨	子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについて常に十分な点検を行っている。
⑩	子ども達が穏やかに過ごすことができるよう、音の大きさや採光、換気など、状況に応じた丁寧な配慮をしている。

イ：1歳以上3歳未満児

この時期は、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。また、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育者等の援助のもとで、自分で行うようになります。

発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることから、保育者等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し温かいまなざしで見守るとともに、保育者等の口調、態度などが子どもの心や言葉の育ちに大事な役割を果たすということ意識し、優しく応答的に関わるが必要となってきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

①	感染症になりやすい時期であるため、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を行うとともに、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。
②	食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないよう、職員間で細心の注意を払い合いながら、他の子どもと一緒に食べているという気持ちが持てるよう配慮し、環境を整えている。
③	言葉が獲得されていく時期であることを考慮し、楽しい雰囲気の中で保育者等と言葉のやりとりをしている。
④	子どもの発達状況に応じて、少人数のグループ構成による保育を行ったり、遊びや関わりを工夫するなど、保育の内容を適切に展開している。
⑤	子どもの不安定な感情の表出については、受け止め、そうした気持ちから立ち直る経験や感情のコントロールすることへの気付きなどに繋げていけるように援助している。また、友達との関わりを丁寧に伝えている。
⑥	基本的な生活習慣の習得にあたっては、家庭での生活経験に配慮し、急がせることなく、子どもにわかりやすい方法・やり方などを示し適切な援助をしている。
⑦	探索活動が十分に行えるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。
⑧	五感の働きが豊かになり、様々な人や物を認識できるよう遊びや素材を用意している。(形、色、大きさ、量など)
⑨	身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気づく経験に繋がるようなやりとりをしている。

⑩	発見や心が動く経験が得られるよう、様々な感覚を働かせることを楽しむ遊びや環境を用意している。
⑪	自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付く時期であるため、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守り、愛情豊かに、応答的に関わっている。
⑫	子どもが自分の感情や気持ちを自信をもって表現できるように、受容的に関わっている。



ウ：3歳以上児

この時期は、基本的な生活習慣の自立、語彙の増加、知的関心の高まりなどに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。

この時期の保育は、個の成長と集団としての活動の充実が図られるように、発達の特徴を踏まえ「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5つの領域に示された保育のねらい及び内容について、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で養護と教育を一体的に展開していくことが大切です。

幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を念頭におき、豊かな体験を通して感じたり、気付いたりできるようになったり、また、それを考えたり、試したり、工夫するなどを保育活動全体によって育み、卒園後の学びへの接続に向けて、5歳児後半の幼児の主体的で協同的な活動の充実を、より意識的に図っていくことが大切です。

①	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けられるよう、子どもが理解できるように工夫して援助している。
②	友達と関わる中で、互いの思いや考えを共有し、共通の目的の実現に向けて考えたり、工夫したり、協力してやり遂げる活動を取り入れている。
③	家庭での生活経験に配慮し、子どもが他の子どもと関わりながら生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しを持って行動できるよう援助をしている。
④	子ども同士が互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、決まりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つように援助している。
⑤	就学を見通し、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどを基本として保育を行っている。
⑥	子ども一人一人の置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安心感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し行動できるように援助している。
⑦	幼児教育において育みたい資質・能力について、遊びや生活の様々な経験が相互に関連し合い積み重なっていくことに留意しながら、子どもの自発的な遊びを通して一人一人の発達の特性に応じて育てていくように環境を整えている。
⑧	季節の行事や伝統行事等子どもが季節感や文化などを体感したり、日常生活や遊びの中から発達に沿って子どもが主体的に保育施設での生活を楽しめるよう工夫をしている。
⑨	積極的に散歩や園外保育を実施し、近隣の商店街や他施設等を含む地域との交流を図り、社会との関わる取り組みがなされている。

⑩	自然の変化に気付いたり動植物に触れる機会を作り、好奇心や探究心を持って考えたり、命あるものとして大切にすることを育てる取り組みがなされている。
⑪	小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設け、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにしている。
⑫	子どもの生活や育ちについて小学校への接続が円滑にできるように、小学校と連携を持ち意見交換をする場などを設ける工夫をしている。
⑬	卒園後に放課後学童クラブを利用する子どもが、保育施設における生活や育ちとの連続が確保された環境で活動できるよう、情報交換の機会を設けるなどの工夫をしている。
⑭	集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育者等や他の子どもに認められる体験をし、自分の良さや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにしている。
⑮	子ども一人一人の理解を深め、子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に受け止め、適切な言葉で応えながら、わかりやすく話せるようにしている。
⑯	子どもが生活の中で感じたこと、考えたことなどを自分なりの表現で表せるようにしている。



(5) 食育

食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきした生活を送る基礎となる「食を営む力」が培われます。

保育施設における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのにとっても重要な役割を持っていて、施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬のものを取り入れながら栄養価を考えて献立を作成します。個々の味覚や乳幼児期の成長発達、生活状況にあわせて栄養価を考え、食品の種類、量、大きさ、固さ、味付けなどを工夫して提供します。食物アレルギーや障害のある子どもなどに対しては、一人一人の子どもの心身の状態などに応じて個別対応をきめ細やかにを行い、職員間でその情報を共有し、子どもの安全を第一に考えた給食を提供します。

また、園庭などで野菜を育て、生長の過程における世話や観察、収穫した野菜を食することなど、様々な保育活動に取り入れ、子どもが食事の単なる受け手ではなく、主体的に食育の取組みに参画できるようにすることが大切です。

①	「保育所における食事の提供ガイドライン」をベースに、保育施設の食育に関する方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・給食調理員と保育者等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取り組みを行っている。
②	管理を徹底するためのマニュアルなどを作成し、衛生点検表による毎日の点検、清潔な外衣・帽子・履物の着用、厨房内や調理器具の取扱いなど、衛生管理が徹底されている。
③	食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの整った給食を提供している。
④	授乳・離乳期には家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況（未摂取の食材の把握）に応じて時間、調理方法、量などを決め、提供している。
⑤	献立の趣旨にかなった適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて食事が提供されている。
⑥	子どもの状態に合わせて量を加減したり、大きさや柔らかさ、味付けや彩りなど細かい配慮を行っている。
⑦	すべての献立を配膳し、子どもが好む順番で食べられる環境を設定している。
⑧	テーブルやいすの高さや大きさ、子どもが扱いやすい食器や食具を準備するなど、食事にふさわしい環境を整えている。

⑨	無理やり食べさせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いながら給食の介助をしている。
⑩	子ども達が友だちや職員との食事中の会話を楽しみ、一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べている。
⑪	アレルギー対応については、職員間で子どもの現状を把握し、相互の共通理解と連携を図るようにしている。また、職員間で細心の注意を払い合いながら、他の子どもと一緒に楽しんで食育活動に参加できるよう配慮をしている。
⑫	保育施設での子どもの食事の様子や、食育への取り組みについて保護者に伝えたり、家庭からの食生活に関する相談に応じ、家庭と連携・協力して食育を進めている。



(6) 障がいのある子の保育

保育施設では障がいのあるなしという視点ではなく、全ての子どもについて、その子どもに合った関わりをするという「保育の原点」に立ち、身近な地域で暮らすことができるよう、障がいのある子どもを受け入れ保護者を支援することが望まれます。

障がいのある子どもの発達過程や心身の状態を把握し、理解しながら子ども一人一人のニーズに合わせて適切な配慮や援助を行い、子どもが生きていくために必要な力を育てます。

また、共に育つ子どもも生活や遊びを通し、大人の関わりを見たり知ることにより、障がいのある子どもに対する理解を深め、互いにあるがままの姿を認め合い、尊重し合い生きていくという心を育てます。このような保育の取り組みを保護者に伝える機会を持ち、理解を得られるようにしていきます。

保育にあたっては、適切な環境のもとで、生活や遊びを通して共に成長できるよう保育を組み立てます。子どもの状況に応じた保育を進めるために保護者と十分に話し合い、信頼関係が築けるように努めます。また、必要に応じて専門家による指導、援助を受けるなど他機関と連携した支援を充実させ、保護者の心情や置かれた状況を十分に配慮することも大切です。

①	子どもの状態に応じた環境設備に配慮している。
②	個別指導計画を職員で共有し、子どもの状況と成長に応じた保育が行えるように、職員間のサポート体制が整っている。
③	子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
④	保護者との連携を密にして、保育施設での生活に配慮している。
⑤	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や援助を受けている。(児童発達支援センター等)
⑥	職員は、様々な子どもの育ちの特性や関わり方などについて研修などにより必要な知識や情報を得ている。
⑦	保護者の悩みに寄り添い、子どもの育ちや保護者の置かれた状況に関して、共に考える姿勢を持っている。

(7) 健康

保育施設では安全な環境のもとで心と体を十分に動かして生活することにより、子どもが健康な生活を送るための基盤をつくることを目指します。食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的な生活習慣が身に付くよう、一人一人の様子を見守り、健康診断や身体測定等の機会を通して、子どもが自分の体に関心を持つようにすることが必要です。乳幼児期は、特に抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期のため、日々の健康観察や衛生管理に気を配り、子ども達が快適にかつ元気に過ごせるように援助を行います。

保育施設は集団生活の場であるため感染症の早期発見と早期対応に努める際は保護者の協力が欠かせないため、日頃から保護者と共に子どもの健康管理や健康支援を行います。また、職員自身の健康管理についても、十分注意しなければなりません。

①	保健（日々の衛生管理・感染症対策等）に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。
②	子どもの入所入園の際に、既往歴および予防接種等の把握を行っている。入所入園後も地域で流行している感染症の情報を適宜保護者と共有したり、必要に応じて予防接種の勧奨を行うなど子どもの健康増進に努めている。
③	子どもに対し定期的な（年2回以上）健康診断が行われ、結果を職員や保護者に伝達し保育に反映させている。
④	調理職員・調乳担当職員・栄養士の月1回以上の検便を実施しており、結果を適切に管理している。
⑤	子どもの健康状態を把握し、体調に合わせて過ごすことができるよう配慮している。子どもの日々の健康観察を行い、子どもの健康状態がいつもと違う状況にある場合はその対応をするとともに、保護者に連絡をして対応の検討を行っている。
⑥	特に0、1歳児は、子どもの食事・睡眠・排泄の状況が家庭と保育施設相互で情報交換できるよう、連絡ノートや生活表を用いるなど工夫している。
⑦	排泄（おむつ交換）・着替え等の基本的な生活習慣は、きれいになった心地よさを感じるようゆったりとやさしく言葉をかけ、次第に自分でできるようになることを意識して援助するなど、一人一人の子どもの状況に合わせる工夫をしている。
⑧	与薬の依頼を受ける場合は医師の指示に従い、依頼書等に基づき行われ、与薬の際は複数の職員で確認を行い、与薬が適正に行われたかを確認することができる仕組みになっている。

(8) 安全管理

保育に関わる全ての職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

子どもの行動はその成長過程において常に著しく変化するため、職員は危険性を認知できないような場所でも、事故が生じる可能性があることを念頭に保育環境を見直し、そのリスクに対応できるように取り組む必要があります。

年齢や発達に応じて子どもの安全に考慮するとともに、危険に対する知識やその理由を丁寧に伝え、子ども自身が危険な場所や遊び方を知り、考えて行動できるように援助します。

また、職員は保育業務の専門職として、一人一人の子どもの心身の発育・発達を見極め、援助し、子ども達が様々な体験をするためにどのように働きかければよいか、連携を取りながら考えていきます。

①	事故（プール遊び、水遊び、沐浴等を含む）や災害、不審者対応などにおける安全確保や事故防止についてリスクや注意すべきことが整理され、対応マニュアルの作成や全職員に周知するための研修、発生時を想定した訓練などを行っている。
②	事故報告やヒヤリハット報告を職員間で情報共有し、再発防止に向けて話し合いを行い、対処されている。
③	災害時の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄している。
④	消防計画や地域の避難場所などを職員に周知し、定期的に避難訓練や消火訓練を行っている。
⑤	災害時の保育体制、保護者との連絡体制及び円滑な保護者への引き渡し方法について整備し、保護者や職員に周知している。
⑥	大雨による河川の氾濫など、水害のリスクに備え、ハザードマップを活用して必要な対策や避難場所・避難経路を確認している。
⑦	施設内で流行している感染症の情報や小さな怪我であっても状況を把握し、保護者に報告している。
⑧	感染症発症時には、施設内掲示などで保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、保護者の協力や職員の連携などにより感染拡大防止に努めている。

⑨	感染症の予防と発生時のマニュアルなどを作成し、職員に周知し、それに基づき取り組んでいる。また、定期的に感染症の予防や発生時の対応（処理の手順や方法）に関する勉強会などを開催し、習得に努めている。
⑩	アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、アレルゲン食品（未摂取の食材を含む）の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づき保護者との定期的な話し合いを行い確認している。
⑪	午睡の際は、一人一人の寝具が用意され、睡眠チェックを行い、うつぶせで寝ている時は体位を変えるなど乳幼児突然死症候群（SIDS）防止の取り組みを行っている。また、子どもの顔色や小さな変化も見逃さないように、室内は適切な明るさが保たれている。
⑫	遊具の安全点検や保育に関する設備、備品などを含む保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。
⑬	プール遊びの時には、”監視役”に徹する職員を配置している。また、水が溜めてあるプールやタライ、沐浴槽のそばに子どもがいる時には目を離さないようにし、転倒転落防止に十分配慮している。
⑭	食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べさせたり、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎているかなどの配慮をしながら食事の介助や見守りを行っている。
⑮	園外保育を行う際には、場所の選定に配慮し、危険個所の予測や不審者の対策などを十分に行い、緊急時の連絡体制をしっかりと整えている。
⑯	その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、職員同士で事前の確認、下準備などを行うとともに、子どもの行動を予測し職員同士が声を掛け合いながら保育を実践している。
⑰	引き継ぎ時や活動の切り替え時などに、子どもの人数を確認（顔と名簿、登降所簿などとの照らし合わせ）している。
⑱	子どもを保育する際は、少なくとも2名以上が配置され、緊急時にも対応できる職員体制を整えている。
⑲	子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面などを観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかな対応ができるような体制が整っている。
⑳	個人情報の管理について、全職員で共通理解し、適切な管理が行われている。

(9) 子育て支援

子どもの数だけ育ちにも個性があり、社会情勢が著しく変化する中、子育ても一様ではありません。子どもの成長の喜びを共有すること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者の置かれている状況やその思いを受け止めること、保育の意図を伝え具体的な手立てを紹介するなど様々な方法で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が喜びを感じながら子育てができるように子どもの育ちと子育てを支援していくことが大切です。

また、地域の子育て支援においては、その保育施設の状況に合わせて、地域交流などで施設や園庭を開放し、子育てに関する情報の提供や相談を受け付けていきます。そして、子どもを中心として保護者とともに地域全体で充実した子育ての環境づくりに努めます。

①	保護者懇談会や保育参観、施設だより、クラスだより、保健だよりなどを活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの保育施設での様子を家庭に紹介することで、保護者との相互理解や個別支援を図ることができるようにしている。
②	登降時間の会話や連絡帳、活動の記録などの日々のコミュニケーション、行事などあらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と連絡を取り合っている。
③	保護者の話を傾聴し、誠実に応える姿勢を持ち、保護者と職員が互いに子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や施設運営に活かす工夫がある。
④	保護者懇談会や行事などで保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力するなど、保護者間の連携を支援している。
⑤	職員は、ひとり親支援、障がい児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。
⑥	特別なニーズ（外国籍、経済的困窮、養育困難等）を有する家庭への支援について、職員間で情報共有し配慮している。
⑦	育児不安などがみられる保護者に対し、保護者の思いや家族の状況、保育施設での子どもの様子（発達や行動特徴等）を踏まえ、援助の仕方を一緒に考える姿勢を持ち支援を行っている。
⑧	虐待等の恐れがあると職員が感じた場合には、すみやかに情報を共有し、対応を協議する態勢が整えられ、関係機関と連絡を取っている。

⑨	保護者支援を行う際には、主たる援助者を施設長、主任、他の保育者等が役割分担して支えられるよう、保育施設が組織として援助する体制を整えている。
⑩	苦情解決や利用者の意見、要望等に誠実に対応し、その検討結果について必要に応じて保護者に伝えている。
⑪	子どもの生活を24時間サイクルでとらえ、長時間保育においても連続性を考慮した対応ができるよう、引き継ぎ・申し送りのシステムを整えている。
⑫	保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持するよう努めている。
⑬	子どもの成長の連続性を保障するため、就学に向けた小学校との連携を図っている。
⑭	保育施設の実情に応じて、地域の人との交流の機会を設けたり、子育て家庭に対する支援を行っている。
⑮	地域における子育て支援拠点となるために、地域の家庭を対象とした育児講座の開催、子育てに関する講習会への職員派遣などの子育て支援事業に積極的に取り組んでいる。



(10) 運営体制

保育の質の向上するために中心となるのは人材であり、職員が安心して業務に従事し、自らの専門性を高める意欲を持ち続けるためには運営事業者の健全な経営が不可欠です。

適切な保育室の広さ、子どもや職員の動線を考慮した保育室が確保され、保育に必要な備品や遊具などの整備・充実には職員の意見が反映され、子どものための保育を展開する保育環境が整えられるよう、保育に必要な経費が確保されている必要があります。

内部の研修及び外部の研修にも積極的に参加し、各地域の子育てに関わる様々な関係機関と連携を構築することは保育の質の向上につながります。

また、経験の浅い職員の育成については研修などを活用し実践力をつけていくなど、研修体制を保育所運営の中に位置付け、職員に適した自己啓発への努力を支えることが望まれます。

①	運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。
②	経営者層と現場の職員との意見交換の場があり、方針決定や判断の参考としている。
③	職員の雇用条件、就業規則などが明確である。
④	職員が安定して働き続けることができる労働条件（給与水準・休暇制度・休憩時間など）が整備されている。
⑤	職員の自己啓発やリフレッシュのための労働条件（人員配置・時間の保障など）が整えられている。
⑥	職員が安定して働き続けることができるよう、ワークライフバランスの実現や心身の健康管理の環境づくりに取り組んでいる。
⑦	職員の毎月の腸内細菌検査、採用前及び採用後の定期的な健康診断を実施しており、結果を適切に管理している。
⑧	保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢の適切な配置に配慮している。
⑨	職員の経験年数や年齢等について、均衡の取れるような体制に配慮している。
⑩	栄養士や保健師、看護師などの専門職を適切に配置している。
⑪	職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、雇用の安定が図られている。
⑫	職員が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた研修体制が整えられている。

